いのちの源 水道水の安全を守る

県営水道では、安全で良質な水道水を提供するために、水源から給水栓（じゃ口）まで一貫した水質検査等を実施しています。これらの一連の検査結果を基に浄水場では適切な浄水処理を行っています。

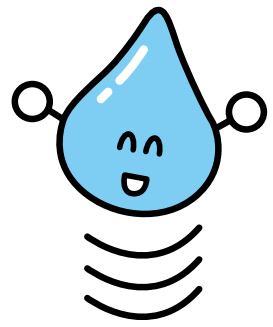

水源の水質調査

適切に浄水処理するために、水道の水源である湖では、水道水の臭いやにごりの原因となるプランクトンの発生状況を、また、湖の下流の河川では、にごりや汚れなどの原因となる様々な物質を調査しています。

水源で水質汚染事故が発生した場合には、他の水道事業者や関係する行政機関と情報交換をしながら適切な対応をとっています。

湖の調査

河川の調査

浄水場の水質検査

「水の工場」である浄水場では、浄水処理の工程ごとに、様々な計器により水質を監視しながら水道水をつくっています。また、浄水場から送り出す水道水については、精密な検査を行い安全性を確認しています。

さらに、放射性物質についても定期的に検査して安全性を確認しています。結果についてはホームページに公表しています。

http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f300707/

このほか、河川から取り入れた原水は、魚類監視装置を使用して魚の様子を自動で観察することにより、有害な物質が混入していないかなど、常に水質の監視を行っています。

また、交通事故などによる油の流入についても、油分計などを使用して自動で監視しています。

放射能測定装置
（ゲルマニウム半導体検出器）

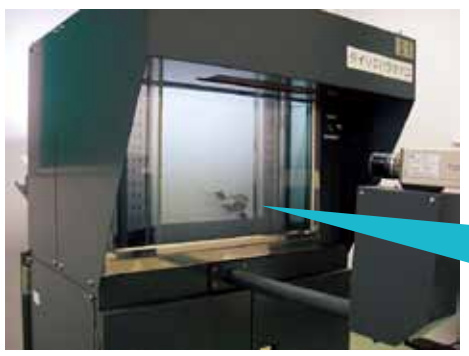
魚類監視装置
（タナゴの様子を観察しています。）

配水池の水質監視

浄水場から送り出された水道水は、途中の配水池に蓄えられるなどして、ご家庭のじゃ口に届くまでに時間がかかります。この間、水道水の水質の安全性を確認するため、配水池等で、自動水質測定装置による監視や、定期的に水質検査を実施しています。

じゃ口の水質検査

じゃ口から出る水道水については、色やにごりがないこと、消毒がきちんと行われていることを確認するために、給水区域内の108地点で自動水質測定装置などで常に監視しています。

また、水道法により検査が義務付けられている水質基準項目（50項目）の他、水質基準を補完する水質管理目標設定項目や水質管理上必要な項目について、定期的に精密な検査を実施して安全性を確認しています。

なお、このうち、県営水道を代表する11地点の水質検査結果については、ホームページ「水質情報」で公表しています。

http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f360544/

水道水質センターにおける検査の様子

細菌の検査

有機化学物質の検査

水質基準項目（50項目）

	分　類	項　目
健康に関する項目 生涯にわたって水道水を飲み続けていても、健康に影響が生じない水準をもとに基準値が定められています。	病気の原因となる細菌の指標	一般細菌、大腸菌
	多く含まれていると有害な重金属	カドミウム及びその化合物 他5項目
	多く含まれていると有害な無機物	フッ素及びその化合物 他3項目
	多く含まれていると有害な有機化学物質	トリクロロエチレン 他6項目
	消毒によりできる物質	総トリハロメタン 他10項目
水利用上の障害に関連する項目 水道水の色やにおい等について、水道水を利用するうえで支障が生じない水準をもとに基準値が定められています。	色に影響を与える物質	鉄及びその化合物 他4項目
	味覚に影響を与える物質	カルシウム・マグネシウム（硬度）　他3項目
	泡立ちに影響を与える物質	陰イオン界面活性剤 他1項目
	においに影響を与える物質	ジェオスミン 他2項目
	基礎的な水の性質	濁度 他5項目

衛生上の措置
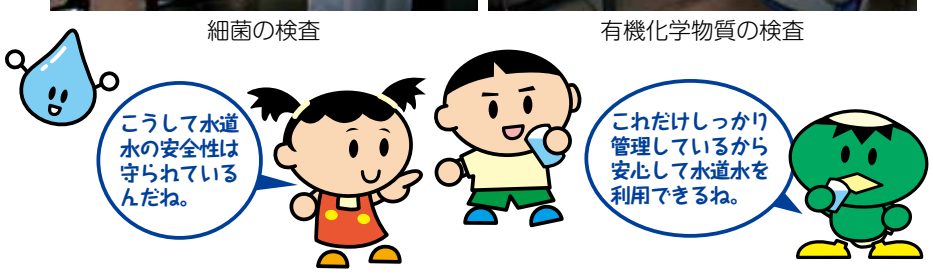
衛生上必要な物質	残留塩素（0.1mg/L以上）